

函 企 管 料
令和 7 年 (2025年) 10月 14 日

経済建設常任委員会委員 各位

函館市公営企業管理者
企業局長 手 塚 祐 一

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

給水停止予告通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

(企業局管理部料金課 27—8736)

給水停止予告通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和7年10月6日（月）付けで郵送した水道料金に係る給水停止予告通知書（以下「通知書」という。）について、別人あての通知書が届いたとして、10月8日（水）に配達先の使用者から水道おお客さまセンター（受託者 第一環境株式会社。以下「受託者」という。）に電話連絡があり、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。誤配された通知書については、同日に受託者が誤配先を訪問して回収し、企業局あて提出された。

通知書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

(1) 個人情報が漏えいした通知書の件数

1件（通知対象者2名）

(2) 通知書に記載の個人情報

住所、氏名、お客様番号、未納となっている水道料金等の額

2 原因

通知対象者と誤配先の住所が同一（共同住宅）であり、郵便事業者職員が配達する際の確認不足により誤配したことを郵便事業者に確認した。

3 本市の対応

10月9日（木），企業局担当職員と郵便事業者職員が通知対象者宅を訪問し、郵便事業者職員から誤配についての経過の説明と謝罪を行い、企業局担当職員からは再発行した通知書を手渡した。

また、郵便事業者に対して、これまで類似の事案が度々発生していることを踏まえ、改めて個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、細心の注意を払うよう求めた。